地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾実施規則

（目　的）

第１条　地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾は、県内企業の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする技術者等を地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。）に受入れ、研究開発手法等の技術的研修（以下「ものづくり人材育成塾」という。）を行うことにより企業等の人材育成を支援し、もって県内中小企業の技術力を向上させることを目的とする。

（研修コース等）

第２条　ものづくり人材育成塾は、次に掲げる研修を実施するものとする。

（１）研究手法習得コース　研修参加者が設定する研究課題を解決するための研究手法を習得する

（２）機器分析手法研修コース　センターが保有する機器による分析、試験等を行うための機器操作方法を習得する

（３）試験・分析手法研修コース　金属定量分析等の手法を習得する

（４）清酒製造研修コース　商品開発のための試作を通して清酒等製造技術を習得する

２　前項に掲げる研修コースのほか、企業等からの要望等に基づき、必要に応じて実践的な研修を実施する。

（対象）

第３条　ものづくり人材育成塾の参加者（以下「研修参加者」という。）は、県内に事業所を有する企業等の技術者、研究者及び新たに事業開拓を行おうとする者（以下「研究者等」という。）であって、研修内容に関する基礎理論を理解している者を対象とする。

（参加申込み）

第４条　ものづくり人材育成塾に研究者等の参加を希望する企業又は個人（以下「参加企業等」という。）は、様式第１号による申込書を、別に指示する期日までに地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（参加者の決定）

第５条　理事長は前条の申込みに基づき、研修参加者の受入れを決定する。なお、受入れを決定するに当たっては、第２条第１項第１号に規定する研究手法習得コースに係る研修期間は、原則として１２ヶ月以内とすること。

２　理事長は、前項の規定により受入れの決定をしたときは、様式第２号による受入れ決定通知を行う。

（研修参加費）

第６条　参加企業等は、別に定める研修参加費をセンターの請求に基づき支払わなければならない。

２　前項の研修参加費は、ものづくり人材育成塾の実施に必要な消耗品及び光熱水費に充てるものとする。

３　ものづくり人材育成塾の実施に伴う機器の使用料は徴収しないものとする。ただし、次の各号に掲

げる使用については、当該各号に定める金額を徴収するものとする。

（１）研修参加者１人あたりの使用料（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則第 14 条の規定に基づき算定する使用料をいう。）の合計額が 5 万円を超える使用　　５万円を超える額

（２）理事長が特に定める機器の使用　　その使用に要する経費

４　第１項の規定により支払われた研修参加費は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができる。

（１）センターの責めに帰する理由によりものづくり人材育成塾を中止したとき

（２）その他理事長が特別の理由があると認めたとき

（研修実施方法）

第７条　ものづくり人材育成塾は、センターの施設内で行うものとする。

２　当該ものづくり人材育成塾の担当研究員は、研修の内容について研修参加者と協議の上、研修実施計画書を作成する。

３　理事長は、前項により作成された研修実施計画書を参加企業等に送付するものとする。

（研修参加者の身分等）

第８条　ものづくり人材育成塾に参加するために参加企業等が派遣する研修参加者の身分は、参加企業等のままとし、参加企業等は研修期間中における研修参加者の給与、旅費、災害補償等の経費について、一切を負担するものとする。

（研修期間中の義務）

第９条　研修参加者は、ものづくり人材育成塾の参加期間中、理事長及び担当する研究員の指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第１０条　理事長又は参加企業等は、ものづくり人材育成塾において研修成果以外に知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしにそれらを第三者に開示しないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（１）　既に公知の情報であるもの

（２）　第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

（３）　相手方から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

（４）　相手方から知り得た情報によらないで、独自に開発したことが書面により立証できるもの

（損害賠償）

第１１条　研修参加者の故意又は過失によりセンター又は第三者に損害を与えたときは、当該研修参加者の属する参加企業等がその損害を賠償しなければならない。

（成果の報告）

第１２条　研究手法習得コースの研修参加者は、ものづくり人材育成塾を終了したときは、研究内容等

を記載した報告書を理事長に提出するものとする。
２　前項の規定により提出された報告書は、年度末に成果報告書集としてとりまとめるものとする。

（研修の中止）
第１３条　理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ものづくり人材育成塾を中止することができる。
（１）　ものづくり人材育成塾の実施により、センターの業務に重大な支障が生じる恐れがある場合
（２）　天災その他やむをえない事由により、ものづくり人材育成塾の実施が困難となった場合
（３）　参加企業等又は研修参加者がこの規則に違反した場合

（修了証書の交付）
第１４条　理事長は、ものづくり人材育成塾を良好に修了した研修参加者に対して、様式第５号による修了証書を交付する。

（研究成果発表）
第１５条　研究手法習得コースの修了者に対しては、年２回、その研修成果について発表する機会を設けるものとする。なお、成果発表会は各研究所において実施することとし、その方法等については、各所長が別に定める。

（その他）
第１６条　この規則に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則
（施行期日）
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この規則は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この規則は、平成２１年１２月１４日から施行する。

附　則
（施行期日）
この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２３年８月１１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２４年８月２日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２５年５月１７日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１０日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行の際、改正前の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター実践的産業人材育成事業実施規則（以下「旧規則」という。）第５条第１項の規定に基づく受入れ決定により現に行われている産業人材育成研修は、この規則第５条第１項の規定に基づき受入れを決定したものづくり人材育成塾とみなす。

３　旧規則第４条の規定により参加申込みしている研修であって、施行日においていまだ受入れを決定していないものについては、この規則第４条の規定により参加申込みしているものとみなす。

４　前２項に規定するもののほか、この規則の施行前に旧規則の規定により行った処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定により行ったものとみなす。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

様式第１号

ものづくり人材育成塾申込書

平成　　年　　月　　日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長　様

（企業 の 所在地）
（企業 の 名称）
（代表者 の 職 氏名）　　印

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾実施規則を承諾し、下記のとおり申し込みます。

１　コース

コース（希望コースに〇）	内　容　（別紙募集コース一覧を参考にご記入ください）	
・ 研究手法習得コース	受け入れ分　野	R－
	取り組む課　題	
	研修期間	ヶ月（　開始　　月 ～　終了　　月）
・ 機器分析手法研修コース	対象機器	O－
・ 試験・分析手法研修コース	内　　容	M－
・清酒製造研修コース	内　　容	S－
	取り組む課　題	
	研修期間	ヶ月（　開始　　月 ～　終了　　月）
センター担当研究員氏名		

２　参加希望者

参　加希望者	職　名		氏（ふりがな）名	
連絡先	企業名及　び所属部署			
	住　所	〒		
	連絡先	ＴＥＬ（　　）　－　　内　線 ＦＡＸ（　　）　－　　担当者名 E-mail		

様式第２号

研修参加者決定通知書

番　　号
平成　　年　　月　　日

（事業所の名称及び代表者氏名）　様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長　　（　氏　名　）

平成　　年　　月　　日付けで申し込みのあった、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾について、下記のとおり受け入れます。

記

１　研修参加者　　（所属・職・氏名）

２　研修コース名及び内容
（研修コース及び内容）

３　研修実施計画　　別紙のとおり

４　成果発表会
研究手法習得コースについては、成果発表会を開催(10 月、3 月)していますので、研修終了後同発表会での成果発表をお願いします。

５　研修参加費　　（　　参加費　　）円
全期間分を請求しますので、お支払い願います。
機器使用料が５万円を超えた場合、５万円を超えた額をご負担願います。

様式第３号

修　了　証　書

（別　記　修　了　者）　　様

研修内容「　　（　研　修　内　容　）　　」

あなたは、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターものづくり人材育成塾（　研修コース名　）を修了したことを証します。

平成　　年　　月　　日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長　（　氏　　名　）　　印